

大阪府入院患者待機ステーション設置市町村等支援事業補助金交付要領

(目的)

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症患者受入病床が逼迫し、自宅療養者等からの救急要請が増加した場合に救急隊の現場滞在時間が延長し、一般救急に影響をもたらすことがない様、病院前の救急医療体制を維持することを目的に救急医療機関と連携した患者に酸素投与等を行うことができる一時待機場所（以下「入院患者待機ステーション」という。）を設置する市町村等に対する支援として予算の定めるところにより、大阪府入院患者待機ステーション設置市町村等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の対象事業者、事業内容、補助額、対象経費及び負担率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第4条第1項の申請は、大阪府入院患者待機ステーション設置市町村等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

(補助金の交付)

第4条 知事は、規則第5条に規定する補助金の交付の決定をした額を概算払いにより交付する。

(経費等の内容変更等)

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、総事業費の20%以内の増減を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。

2 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府入院患者待機ステーション市町村等支援事業補助金変更承認申請書（様式第2号）を、知事に提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府入院患者待機ステーション設置市町村等支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告してその指示を受けなければならない。

(2) (1)の規定による報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちに

その指示に従わなければならない。

(3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金交付の申請の取下げ)

第7条 補助金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による報告は、大阪府入院患者待機ステーション設置市町村等支援事業補助金実績報告書(様式第4号)を、補助事業の完了したその翌日から起算して30日以内又は当該会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(立入調査)

第9条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(財産処分の制限)

第10条 規則第19条第4号及び第5号の知事が定める財産並びに同条ただし書の知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に準ずるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるものの他、補助所金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この要領は、令和3年7月5日から施行する。

別 表

対象事業者	救急医療機関と連携した入院患者待機ステーションを設置する市町村等（各消防本部（組合）及び保健所も含む）
事業内容	新型コロナウイルス感染症患者増加に向け、救急医療機関と連携した入院患者待機ステーションの設置及び運営。
補助額	原則2次医療圏域ごとの設置を想定し、1,300万円を上限として補助。
対象経費	運営に係る経費。ただし、人件費については対象外とする。
負担率	10/10
対象期間	令和3年7月5日～令和4年3月31日
補助条件	<ol style="list-style-type: none">1 入院患者待機ステーションの運営に当たっては、各関係機関と相互に情報共有の上連携すること。（※連携の具体例については添付資料1の「運用体制図」を参照）2 最低でも、入院患者待機ステーションを2週間程度運用できる体制を整えること。ただし、運営期間は搬送体制の逼迫状況に応じ、大阪府と協議の上、変更することも可とする。3 病床は、複数あること。4 汚染区域と清潔区域の区分けが適切にできていること。5 救急車による搬送が可能なスペースを確保できていること。6 運営時間中は、救急救命処置ができる者1名以上及び業務調整員1名以上が常駐すること。（※配置職員の具体例については添付資料1の「運用体制図」を参照）7 入院患者待機ステーションの運営に当たっては、協力医療機関と協定を締結すること。8 運営に際しては、マニュアルを必ず作成し、運営能力について一定の水準が保てるようにすること。
その他注意事項	事業の実施については、複数の市町村等で行うことも可能。その場合は、事前に大阪府と協議を行うこと。